

平成23年7月20日

学 生 各 位

副学長（教育・学生担当）
瀬 口 昌 洋

未成年者の飲酒に関する注意喚起

本学の任意団体が九州地区共同研修所で研修を行った際、未成年者による飲酒行為があったと報告を受けました。

未成年者の飲酒は、大学の懲戒規程の対象となることのみならず、日本国の法律に違反する行為です。再三にわたり注意喚起を行っているにもかかわらず、このような報告が寄せられることは遺憾でなりません。

また、5月に未成年者自ら飲酒をした学生が懲戒処分を受けています。

このように、処分を受けることは不名誉だけでなく、学生個人の無責任な行動が、佐賀大学全体の評価として見られ、周囲に多大なる影響を及ぼしています。

佐賀大学生としての自覚を持つとともに良識ある行動を切に望みます。